

俱知安町 認知症グループホーム 絆・縁

(1) 下記の利用料金表によって、ご入居者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払ください。(サービス利用料金は、ご入居者の要介護度に応じて異なります。)

・介護保険料金(1日の料金)

ご入居者の要介護度	1割負担額	2割負担額
要支援 2	755円	1,510円
要介護 1	759円	1,518円
要介護 2	795円	1,590円
要介護 3	818円	1,636円
要介護 4	835円	1,670円
要介護 5	852円	1,704円

・介護保険料加算料金

加算名	1割負担額	2割負担額
初期加算	30円(入所日より30日間)	60円(入所日より30日間)
医療連帯体制加算	39円(1日)	78円(1日)
サービス提供体制強化加算	18円(1日)	36円(1日)
若年性認知症利用者受入加算	120円※対象者	240円※対象者
介護職員処遇改善加算 I	介護保険料に、全ての加算料金を含めた合計額の8.3パーセントを上乗せして算定いたします。	

- ① **ご入居された日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき30円(60円)を加算します。加算期間におきましては、介護職員処遇改善加算にも含まれません。**
- ② 医療連携加算として1日につき39円(78円)を加算します。
- ③ 1ヶ月あたりのご負担額は30日の場合の計算です。
- ④ **厚生労働大臣が定める基準に適合した介護職員処遇改善計画に基づき、介護職員の賃金処遇に適切な措置を講じている場合には、月額介護保険料その他加算を含めた料金の8.3パーセント相当額を加算いたします。**
- ⑤ 利用者様がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、利用者様が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ⑥ 介護保険からの給付額に変更があった場合は利用者様の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならない利用者様負担

以下のお支払いについて、全額が利用者様の負担となります。

①サービス利用料金

	1日の料金	1ヶ月の料金(30日計算)
居室Aタイプ	1,066円	32,000円
居室Bタイプ	1,000円	30,000円
居室Cタイプ (縁のみ)	900円	27,000円
食費	1,000円	30,000円
水道光熱費	266円	8,000円(月額)
暖房費(10月から4月)	166円	5,000円(月額)

※1 食費内訳 朝食250円 昼食350円 夕食400円

※2 水道光熱内訳 共用部5,000円 居室3,000円

※3 暖房費内訳 共用部3,000円 居室2,000円

②食材料料費

外泊等でご不在となる場合は、1食単位で控除します。

(3)その他の料金について

以下のお支払については、すべて利用者様、又は身元引受人の実費となります。

①入院・通院の医療費。

②オムツ代については、実費をとなります。

③レクリエーションについては無料とし、クラブ活動費等については材料費を負担して頂く場合がございます。

④趣味活動の材料費については、実費とさせていただきます。

⑤ご入居者のご希望により個別に理美容代、おやつ代など必要な場合。

(4)利用料金等の減免について

経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。この場合、社会福祉法人黒松内つくし園理事長に減免の申請(別記第1号様式)をし、承認または不承認の決定通知(別記第2号様式)を受けます。

13 契約書第6条に定める所定の料金

ご入居者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る1日の料金

ご入居者の 要介護度	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
料 金	7,550円	7,590円	7,950円	8,180円	8,350円	8,520円

※ 利用者様が、要介護認定で自立または要支援1と判定された場合 **要支援2と同額。**

※ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。